

池田町広報紙に掲載する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、池田町広告掲載要綱に基づき、池田町（以下「町」という。）が発行する広報紙「広報いけだ」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告を掲載する位置は、町長が決定するものとし、掲載する広告の数は「広報」1号につき4枠までとする。

(掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 1枠縦45ミリメートル、横85ミリメートルで2色刷
- (2) 2枠縦45ミリメートル、横170ミリメートルで2色刷

2 広告の掲載は1広告主について「広報」1号につき1枠又は2枠限りとする。

(掲載期間等)

第4条 広告の掲載期間は1号（1ヶ月）単位とし、同一年度内に印刷される広報紙へ同一の広告主が掲載できる回数は、3回までとする。

(募集方法)

第5条 広告掲載の募集は、毎年1月に次年度の4月～9月分を、7月に当該年度の10月～3月分の広告を、広報紙及び町ホームページによる公募を行うものとする。

- 2 掲載枠に空きが生じた場合は、当該期間内の広告を随時募集するものとする。
- 3 同一月発行の広報に対し要綱4条の基準に適合する複数の広告の申し込みがあった場合は、第7条に定める「「広報いけだ」広告掲載申込書」の受付日の早い広告を優先に掲載するものとする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠当たり12,000円（税込）、2枠当たり20,000円（税込）とする。

(掲載の申込)

第7条 広告の掲載を希望する者は、当該広告の掲載を希望する「広報」の発行日の前6ヶ月から前40日（土・日曜日、祝日の場合は休み明けの平日）までに「「広報いけだ」広告掲載申込書（別紙1）」に、掲載しようとする原稿と記録メディアに記録した原稿データを添付して総務課に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の負担で作成すること。

(掲載の決定)

第8条 広告掲載の可否については、前条の「池田町広告掲載申込書」等を受付日の翌日から起算して10日以内に、「広報いけだ」広告掲載許可(不許可)通知書(別紙2)」により通知するものとする。

(掲載の取り消し)

第9条 広告の掲載等をする旨の決定を取り消しについて、「広報いけだ」広告掲載取消通知書(別紙3)」により通知するものとする。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第10条 広告のデザイン及び内容などは、広報紙のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(所管)

第11条 この取扱基準を所管する課は、総務課とする。

附 則

この基準は、平成18年12月20日から施行する。